

様式第9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
宮城県 (名取市、岩沼市、亶理町、山元町)	亶理名取共立衛生処理組合	平成21年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成28年3月31日まで

1 目標の達成状況  
(ごみ処理)

指 標		現状 (割合※1) (平成19年度)	目標 (割合※1) (平成28年度) A	実績 (割合※1) (平成28年度) B	実績 B/ 目標A※2
排出量	事業系 総排出量	15,546 t	14,611 t (-6.0%)	16,098 t (+3.6%)	-0.6%
	1事業所当たりの排出量	2.4 t	2.6 t (+8.3%)	2.6 t (+8.3%)	100.0%
	生活系 総排出量	41,476 t	38,195 t (-7.9%)	39,135 t (-5.6%)	0.7%
	1人当たりの排出量	185 kg/人	170 kg/人 (-8.1%)	181 kg/人 (-2.2%)	0.3%
合 計 事業系生活系総排出量合計		57,022 t	52,806 t (-7.4%)	55,233 t (-3.1%)	0.4%
再生利用量	直接資源化量	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)	0.0%
	総資源化量	13,403 t (22.6%)	12,756 t (23.1%)	9,502 t (16.8%)	-11.6%
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	— MWh	13,000 MWh	14,609 MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	6,699 t (11.7%)	6,285 t (11.9%)	5,325 t (9.6%)	-10.5%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

## 2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	ア	家庭ごみの有料化の検討	構成市町 組 合	無料で収集している家庭ごみについて、ごみ減量化や排出量の負担の公平性から、有料化の導入を検討する。	H21～H27 (H21～H27)	計画当初より有料化の導入を検討し、平成25年度に構成市町及び組合の担当者が参加する会議にて4回議題に挙げたが、東日本大震災における管内住民の被災状況が大規模であったことから、住民負担を考慮し、計画期間内の導入に至っていない。
	イ	生ごみの減量化・資源化 ①生ごみ処理容器の普及 ②啓発活動の強化	構成市町	① 家庭での生ごみ堆肥化容器の購入に対する補助金制度の活用を推進し、生ごみ減量化意識の高揚を図り、家庭での生ごみ資源化アップを目指す。 ② 家庭に対し、食材の無駄・生ごみの削減方法や工夫について広報等により啓発活動を強化する。 事業者に対しては、生ごみの減量や主体的な食品リサイクルシステム構築の指導等を推進する。	H21～H27 (H21～H27)	① 家庭用生ごみ処理容器購入に対して補助金を交付し、生ごみの減量化及び堆肥化による資源の再利用の促進を図った。 また、広報誌、ホームページや地域のFMラジオ等を通して広く生ごみ処理容器の普及に努めた。 ② ごみ減量等推進協議会で発行する「ごみダイエット通信」にて、各家庭に対し生ごみの減量や食材の買いだめに対するの無駄について触れるなど、積極的に啓発活動を行った。また、広報誌やホームページを活用し、家庭や学校等での3Rの取組みや生ごみの水きりによる減量化などの啓発に努めた。 町民主催の会合等に職員が講師として出向き、「まちづくり出前講座」による事業や各種制度、町の現状等について講話で啓発した。 事業所に対しては、事業所で余った食材等を市外の堆肥化工場に運ぶための手順について指導するなど、効率的なリサイクルシステムの構築に尽力した。

ウ	紙類の減量化・資源化 ①分別収集の徹底 ②紙類の回収方法の多様化	構成市町	<p>① 集団回収や分別収集システムの流れ、実施場所、実施日、回収方法などに関するPRを強化し、集団回収や分別収集への周知に努めることでより多くの住民へ分別収集の徹底を促す。また、排出から資源化までの流れを明確にすることで住民の意識改革につなげ、紙類の減量化・資源化を促進する。</p> <p>② 集積所以外に地区単位での新たな回収場所の検討を行う。また、事業者に対しても啓発活動の徹底やリサイクル事業者の紹介など、紙類の資源化に対する指導を強化する。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>① 配布している「リサイクル15分別とごみ2分別」で地域の集団回収の推奨や集団回収の助成制度を掲載し、分別収集の徹底を図った。広報誌を活用して住民へ分別収集の徹底を促した。 また地区単位の公衆衛生組合の協力を得て資源の回収徹底、分別収集の実践に努めている。新ごみ処理施設を活用した視察研修や地区のリサイクル運動の推進強化に努め市民の意識改革につなげている。</p> <p>② 紙類の新たな回収場所の設定については実現出来なかったが、問い合わせがあった事業者に対して積極的にリサイクル事業者を紹介するなど、紙類の資源化について指導を行ってきた。紙資源の回収は報償金交付制度を実施し、地区単位による資源回収を促進している。</p>
エ	買い物袋持参運動の推進	構成市町	住民のごみ減量化の意識を高めるためマイバック運動やスーパー等でのマイバスケット運動等を推進するなどして更なるごみ減量化を進め、住民意識の向上につなげ、ごみの発生抑制に努める。	H21～H27 (H21～H27)	<p>ごみ減量等推進協議会にてエコバック持参運動を実施し、住民意識の向上について図った。 3R運動の普及・啓発を促進するためマイバック運動を推進している。 小学生を対象としたエコバックづくりの教室開催にあたっては地区単位の公衆衛生組合の協力を得て、市と衛生組合連合会の共催事業として積極的に取組みを進めている。 町内主要店舗において啓発を行った。</p>
オ	資源の分別の徹底	構成市町	<p>可燃ごみ中の資源の量を減らすため、分別収集の必要性と分別の徹底を啓発する。 また、回収した資源のリサイクル方法や生活の中でどのように活かされているかについて知識を深めるよう啓発する。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>分別収集の必要性や分別の徹底啓発については、広報誌等（「リサイクル15分別とごみ2分別」、「家庭ごみの分け方・出し方早見表」、「家庭ごみの分け方と出し方」等）を作成し各戸配布により継続的な啓発を図っている。 新ごみ処理施設の供用を契機として、視察研修や環境学習の機会を提供し、市民の意識啓発に努めている。 「まちづくり出前講座」による啓発を行った。</p>

カ	住民主体の資源回収の推進	構成市町	紙類やアルミ缶などの市場性のある資源は、住民と資源回収事業者が連携し、直接資源化が可能なシステムを構築できるように主体となる人材や団体の育成、情報の提供、アドバイスなどで支援する。	H21～H27 (H21～H27)	リサイクル運動報償金交付制度を設けて地域の団体リサイクルの仕組みづくりを図ってきており、子ども会や老人会など運動を実践している。リサイクル登録団体数の増加を図るため広報誌による運動や協力業者の紹介を行うとともに、各種団体へ通知することにより情報の提供を積極的に行って支援してきた。 リサイクル奨励金交付事業では、紙類、金属（缶含む）、ビン、布類にkgあたり単価を設けている。リサイクル運動奨励制度において、資源物の回収量に応じた奨励金の交付を実施した。
キ	集団回収事業の支援	構成市町	地域での集団回収の推進を図るため、活動場所の提供や用具の貸与、活動のPR等を行うことにより支援していく。	H21～H27 (H21～H27)	一般家庭に配布している「リサイクル15分別とごみ2分別」の中に地域の集団回収の推奨に関する文言を掲載し、活動を支援してきた。 各種団体へリサイクル運動の説明用リーフレットの配布やリサイクル運動報償金交付制度の活用により地域の集団回収事業を支援している。 リサイクル奨励金交付事業では、紙類、金属（缶含む）、ビン、布類にkgあたり単価を設けている。 リサイクル運動奨励制度において、資源物の回収量に応じた奨励金の交付を実施した。
ク	引越しごみに対する指導及び転入者等への普及啓発の推進	構成市町	引越しや年末年始など、多量にごみが排出される際には、リサイクルショップや廃品回収で引き取ってもらうなど、ごみの減量につなげるよう指導する。 また、転入者や外国人に対し、ごみの発生抑制や分別排出の徹底などの周知を徹底するよう指導していく。	H21～H27 (H21～H27)	外国語に対応した「リサイクル15分別とごみ2分別」を必要に応じて使用するなどし、周知の徹底を図った。 春の引越し時期にあわせ広報誌、ホームページによる啓発を行っている。 転入者が各種手続きのため、窓口に来庁の際にごみ分別表、ごみカレンダーを配布し啓発活動を実施した。

ケ	排出者責任及び拡大生産者責任の徹底	構成市町	<p>事業系ごみは、排出者責任の考え方に基づき、直接処理施設に搬入するか、許可業者に委託するよう指導し、事業者自ら減量化や資源化、適正処理を実施するよう指導することで集積所へ排出されないよう徹底していく。</p> <p>また、生産、流通、消費の各場面においても、ごみの発生を抑制し、資源化が図れるようサービスの在り方について事業者へ工夫を促していく。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>直接搬入及び許可業者の情報を「リサイクル15分別とごみ2分別」に掲載し、また、ごみ集積所を利用している疑いがある案件については確認したうえ、場合によっては事業者を訪問し、適正処理の実施について啓発を図った。</p> <p>地区の公衆衛生組合の協力により事業系ごみが家庭用のごみ集積所に排出されないように巡回監視、指導を行っている。</p> <p>直接搬入か許可業者への委託などを適時指導している。</p>
コ	事業者への訪問指導等の積極的な展開	構成市町	<p>事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の明確化や法令・施策について周知を図りながら、チラシ等の配布や訪問指導を積極的に展開し、事業系ごみの減量化を推進する。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>配布している「リサイクル15分別とごみ2分別」の中に事業活動によって生じる廃棄物について触れ、事業者に対しても周知を図っている。</p> <p>事業者への指導は、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の明確化や周知を行うなどの訪問指導を保健所と連携し実施している。</p> <p>ホームページでは「事業系ごみの分け方・出し方」を周知している。</p>
サ	事業者間の連携・協力の促進	構成市町	<p>事業者自らがリサイクルルートや適正処理が困難な場合も考慮して、事業者間での連携や協力を促進する。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>事業者が許可業者に依頼して市外の民間処理施設への搬出を検討した際に、処理施設の設置された自治体と協議を行う等、事業者間での連携や協力を促進できるよう尽力した。</p> <p>事業系ごみの適正区分、適正処理を推進するため保健所との連携によって指導、啓発活動に努めている。</p>
シ	多量排出事業者に対する計画書策定の推進	構成市町	<p>大量排出事業者に対し、廃棄物の減量化・資源化に関する計画の策定等を指示し、計画的な事業系ごみの削減を促進していく。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>事業系ごみの大量排出事業者からの計画の提出や新規の相談等はなかった。</p>

処理体制の構築、変更に関するもの	ア	家庭ごみの処理体制の現状と今後	構成市町 組 合	<p>今後の処理システムや資源化ルート of 整備状況を踏まえ、排出方法、排出頻度の統一化の検討を行う。</p> <p>老朽化が見られる既存の焼却施設を廃止し、新たな熱回収施設を整備し効率的な熱回収を行う。</p> <p>可燃ごみ以外のごみや資源については既存施設が分散しており、老朽化もしていることから、新たなリサイクル推進施設を整備し、効率的な資源化システムの構築を目指す。</p> <p>最終処分場については、既存施設の残余容量が少なくなってきたため、新たな最終処分場を整備し、適正処分システムの構築を目指す。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>構成市町における分別区分は統一していたが、排出方法及び排出頻度が異なっていた（コンテナやリサイクル資源袋の使用の有無、紙箱・紙袋・包装紙類の排出頻度など）ことから、ごみ分別の統一化を図るため構成市町及び組合によるプロジェクトチームを結成し、今後の処理システムや資源化ルート of 整備状況を踏まえ、排出方法や排出頻度の統一化や効率的な資源化システムの構築について検討を重ねた結果、平成28年度の新ごみ処理施設の供用にあわせてごみ分別の統一化を実施した。</p> <p>組合では、新ごみ処理施設として、熱回収施設とリサイクルセンターを同一敷地内に整備した。</p> <p>既存の焼却施設の運転を停止し、新ごみ処理施設にて、ごみ焼却熱を利用した蒸気タービン発電による効率的な熱回収を行った。</p> <p>また、既存の施設の処理体制を見直し、新ごみ処理施設のリサイクルセンターを利用した効率的な資源化システムの構築を図った。</p> <p>新たな最終処分場の整備には至っていない。</p>
	イ	事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後	構成市町	<p>事業系ごみは、排出者責任の考え方にに基づき、自ら減量化、資源化、適正処理を行う自己処理を基本とするが、自己処理が困難な小規模事業者は組合へ搬入し適正処理をしている。今後、事業者に対して自己処理することを推進し、組合施設への直接搬入又は許可業者への委託を働きかけて家庭ごみの集積所への排出をなくすよう指導を徹底する。</p> <p>また、資源化ルート of 構築を図るなど、事業者と協働して推進していく。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>配布している「リサイクル15分別とごみ2分別」の中で事業活動によって生じる廃棄物について触れ、ごみ集積所に事業ごみが捨てられている疑いがある場合は直接確認に行くなど、適正処理に向けた指導を行ってきた。</p> <p>事業者に対しては自己処理することを推進し、施設への直接搬入や許可業者への委託を働き掛けてきており、家庭用集積所への排出をなくすよう指導を徹底している。</p>
	ウ	一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後	構成市町 組 合	<p>道路側溝等の汚泥は組合最終処分場にて埋め立て処分しているが、併せ産廃に対しては、今後も適切な処理・処分を行う。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>併せ産廃の可能性がある場合、保健所と連携し事業者に対し適切な処理についての指導を行った。産業廃棄物については、産業廃棄物の収集運搬や処分の許可業者を案内している。</p> <p>道路側溝等の清掃については、引き続き側溝汚泥を組合最終処分場に埋め立て処分している状況である。</p>

	エ	今後の処理体制の要点	構成市町 組 合	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみは新たに整備する熱回収施設で適正処理に努め、熱回収を行う。</li> <li>粗大ごみや資源は新たにリサイクル推進施設を整備し、効率の良い資源化システムを構築する。</li> <li>新たに最終処分場を整備し、適正な最終処分システムを構築する。</li> <li>事業系一般廃棄物に対し、排出者責任に基づく指導を強化し、併せて資源化ルート構築などの検討も行う。</li> <li>併せ産廃については、今後も引き続き適正に処理・処分を行う。</li> </ul>	H21～H27 (H21～H27)	<p>新ごみ処理施設として、熱回収施設とリサイクルセンターを同一敷地内に整備した。</p> <p>既存の焼却施設の運転を停止し、新ごみ処理施設にて、ごみ焼却熱を利用した蒸気タービン発電による効率的な熱回収を行った。</p> <p>また、既存の施設の処理体制を見直し、新ごみ処理施設のリサイクルセンターを利用した効率的な資源化システムの構築を図った。</p> <p>新たな最終処分場の整備には至っていない。</p> <p>配布している「リサイクル15分別とごみ2分別」の中で事業活動によって生じる廃棄物について触れ、また、ごみ集積所に事業ごみが捨てられている疑いがある場合は直接確認に行くなど、適正処理に向けた指導を行ってきた。</p> <p>事業者に対しては自己処理することを推進し、施設への直接搬入や許可業者への委託を働き掛けてきており、家庭用集積所への排出をなくすよう指導を徹底している。</p> <p>併せ産廃の可能性がある場合、保健所と連携し事業者に対し適切な処理についての指導を行った。産業廃棄物については、産業廃棄物の収集運搬や処分の許可業者を案内している。</p>
処理施設 の整備に 関するもの	1	(仮称)マテリアルリサイクル推進施設整備事業(リサイクルセンター)	組 合	新たにリサイクルセンターを整備する。	H25～H27 (H22～H27)	平成28年4月1日より新ごみ処理施設として、岩沼東部環境センター(リサイクルセンター)が供用開始した。
	2	(仮称)熱回収施設整備事業(ごみ発電)	組 合	新たに熱回収施設を整備する。	H25～H27 (H22～H27)	平成28年4月1日より新ごみ処理施設として、岩沼東部環境センター(熱回収施設)が供用開始した。
施設整備 に係る計 画支援に 関するもの	3 1	(事業番号1)に係る 計画支援事業	組 合	測量・地質調査	H21～H24 (H21～H24)	新ごみ処理施設建設予定地の測量・地質調査を行った。
				基本計画等作成	H21～H23 (H21～H23)	新ごみ処理施設整備に係る基本計画を作成した。
				生活環境影響調査	H21～H23 (H21～H23)	新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響の調査を行った。
				発注仕様書等作成	H24 (H24)	新ごみ処理施設整備に係る発注仕様書の作成を行った。

	33	(事業番号2)に係る 計画支援事業	組 合	P F I 導入可能性調査	H21 (H21)	新ごみ処理施設整備に係る P F I 導入可能性を調査した。 結果として従来の公設公営（運転は委託）の運営方式が最も経済性が高いという試算から P F I は導入しなかった。
				測量・地質調査	H21～H24 (H21～H24)	新ごみ処理施設建設予定地の測量・地質調査を行った。
				基本計画等作成	H21～H23 (H21～H23)	新ごみ処理施設整備に係る基本計画を作成した。
				生活環境影響調査	H21～H23 (H21～H23)	新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響の調査を行った。
				発注仕様書作成	H24 (H24)	新ごみ処理施設整備に係る発注仕様書の作成を行った。
その他	ア	再生利用品の需要拡大事業	構成市町 組 合	リサイクル品の利用を促進するため、事業所に対し積極的にリサイクル製品や環境に配慮した製品の取り扱いや活用を行ったり、店頭回収等の実施・協力により資源の有効利用と環境保全を推進するよう指導する。 また、自らコピー用紙等に再生品を率先して使用し、イベントでリサイクル品の展示や販売を行うとともに、啓発を実施する。	H21～H27 (H21～H27)	使用済みてんぷら油を有効活用するための店頭回収を行うなど、資源物の有効利用と環境保全の推進を図った。 また、ごみ減量等推進協議会にて、リサイクル品の展示や実演を行うなど、イベントを活用した啓発活動を行ってきた。 グリーン購入について地域への普及、啓発を進めている。 広報に「リサイクル情報」を掲載。町民同士のリサイクルを推進。 コピー用紙等について、庁舎内で再生紙を使用を実施している。 コピー用紙以外にも備品や作業着にてグリーン購入を実施した。 毎年小学校や地域住民に対する組合施設の見学会等の際には、リサイクル品の展示を行い、啓発を実施している。
	イ	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	構成市町 組 合	廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、適切な回収と再商品化がなされるよう指導していく。 また、パソコンについても、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、普及啓発を行っていく。	H21～H27 (H21～H27)	広報誌やリーフレットの配布等によって、家電リサイクル法における家電4品目およびパソコンのリサイクルについて普及啓発を図った。 また、問い合わせに対し、適切な回収と再商品化がなされるよう指導や家電4品目指定引き取り場所の紹介を行った。

ウ	住民・事業者・行政の交流機会の創出	構成市町	<p>住民・事業者・行政はいずれかの活動だけでは循環型社会の推進の達成が困難なため、それぞれの活動に関する情報交換や連携を強化し、交流の機会を創出していく必要がある。</p> <p>既存組織の活用や協働事業の実施主体として新たな組織を設置するなど、三者の交流機会の場の創出に努めていく。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>既存組織でリサイクル等の活動を行ってきたが、新たな組織の設置までには至らなかった。</p> <p>地区単位の公衆衛生組合との連携により循環型社会づくりを進めてきた。市民総参加の早朝清掃の実施、リサイクルセンター視察による環境学習、マイバック運動や小型家電回収への取組みなどを協働で進めている。</p>
エ	廃棄物減量等推進委員の設置	構成市町	<p>地域の廃棄物減量等推進委員を設置し、地域におけるごみの発生抑制、資源化に対する啓発活動を推進する。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>既存組織であるごみ減量等推進協議会にて啓発活動を推進してきた。</p> <p>地区単位の公衆衛生組合長と兼務する環境美化推進員を選定し、地域におけるごみの発生抑制、資源化に対する啓発活動の推進と環境美化の促進を一体的に進めている。</p>
オ	リサイクル推進活動団体の育成及び支援	構成市町	<p>地域におけるリサイクル活動を推進できる市民団体や、NPOなどの育成及び支援を行い、団体の自主性を尊重し、地域内での資源循環が図れる社会システムづくりを推進していく。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>定期的にごみ減量等推進協議会を開催し、また、活動の中でリサイクル施設見学を交えるなど、リサイクルに興味を持ってもらうよう支援した。</p>
カ	リサイクル活動の展開	構成市町	<p>資源の分別収集など共通の取り組みにとは別に、地域に根差した取組み体制を作るため、公民館や集会所を拠点として、地域の実情に合ったリサイクル活動を展開していく。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>リサイクル活動推進事業奨励金の交付をとおし、地域の実情に合ったリサイクル活動の展開の支援を行った。</p> <p>子ども会を中心として地区・団地によって、これまで地域に根ざした取組みが進められており、地域の実情にあったリサイクル活動の展開の支援を行った。</p> <p>リサイクル推進を図るため、毎月、広報誌に「ゆずりあい情報」を掲載している。</p> <p>町主催のフリーマーケットを実施した。</p>

キ	情報提供体制の充実及び改善	構成市町組 合	<p>ごみ処理及びリサイクルに関し、構成市町及び組合での取り組みなどの情報を、迅速かつ正確に広報紙、チラシ、ホームページ、ケーブルテレビなどを活用し、情報提供を行う。</p> <p>また、自治会などと連携を図り、地域説明会などを実施し、住民に対し、減量化や資源化への協力を求めている。</p> <p>さらに、住民の関心を高めるため、環境や資源循環に関するイベント、シンポジウム、フリーマーケットの開催、再生事業者の工場見学などを開催し、参加者やリピーターを確保するためのPRの強化、開催頻度の増加などを図る。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>ごみの出し方の変更等があった場合、広報誌やホームページ、地域のFMラジオを活用した情報提供を行った。また、地区のごみ集積所の清掃推進員を集めた研修会を開催した。</p> <p>広報誌においては市民が取り組みやすい事例を紹介するなどテーマ別の連続掲載などを行っている。</p> <p>「まちづくり出前講座」を開催した。</p> <p>町主催のフリーマーケットを実施した。</p>
ク	環境学習の充実	構成市町組 合	<p>講習会や懇談会を開催し、職員が出向く説明会や出前講座などにより、情報提供や意識啓発、要望の把握に努める。実施に当たって、環境問題は廃棄物問題に取り組むNPOなどと連携し、より効果的な学習とする。</p> <p>環境学習では、新ごみ処理施設も活用し、住民が集い、学び、体験できるコーナーを設置し、施設の見学や利用を活用し、ごみの減量・資源化に対する意識啓発を図る。</p> <p>また、子供たちを対象とした環境学習を充実させる。</p>	H21～H27 (H21～H27)	<p>地区の出前講座の依頼があった際は積極的に引き受け、情報提供や意識啓発を図った。</p> <p>職員が地域へ出向いたごみ分別の説明会やマイバック作成などの体験型講座を実施し、情報提供や意識啓発に努めてきた。</p> <p>環境学習では、町民を対象とした組合ごみ処理施設の見学を実施し情報提供や意識啓発を実施している。また、子ども達については、3Rのポスターコンクールへの応募などを通じて環境教育を実施している。</p> <p>毎年管内の小学生等に対し、組合ごみ処理施設の見学を受け入れながら、環境学習の場を提供している。</p> <p>ごみ処理施設には見学内容を充実させるための説明用備品やリサイクル再生品の展示物を設置している。</p>

ケ	研究機関や環境産業との連携	構成市町	管内のNPOやNGO、研究機関、環境産業などと連携し、バイオマス資源（生ごみや剪定枝など）に関連したリサイクル技術を有する研究者や事業者とともに、地域に根差した活用する方法について調査・研究していく。	H21～H27 (H21～H27)	使用済みてんぷら油をリサイクル事業を有する事業者へ引渡し、有効活用に向けた調査・研究の手助けをした。 身近な地域からの取組みを充実させるため、地区単位の公衆衛生組合においてバイオマス資源（生ごみなど）に関連した地域活動の研修を行うなど、公衆衛生組合事業として循環型社会のモデル構築のための調査、検討を行っている。 剪定枝について、管内民間堆肥化施設を紹介した。
コ	不法投棄対策	構成市町	不法投棄を防止するため、不法投棄監視員や職員によるパトロールの強化、監視システム体制の整備、NPOや宮城県、警察等との連携を強め、不法投棄をさせない環境づくりを強化していく。	H21～H27 (H21～H27)	保健所の産廃Gメンの情報提供や県・国から借りた監視カメラを積極的に活用し、不法投棄の防止及び検挙に繋がる対策を行った。また要望があった町内会等に対し不法投棄防止等の看板を渡し、地域単位での対策に助力した。 地区単位の公衆衛生組合と連携し看板の設置、巡回監視、回覧等による啓発を強化し、不法投棄をさせない環境づくりを進めている。不法投棄事案へは、保健所等との連携を図り迅速な対応を行っている。
サ	災害時の廃棄物処理に関する事項	構成市町	災害等の緊急時に備え、組織体制を整備し、収集運搬、処理区分にて迅速な対応が出来るよう、組合、宮城県、近隣市町との連携を図りながら更なる対策を講じていく。	H21～H27 (H21～H27)	県主催の災害廃棄物処理計画策定に向けたセミナー等に参加し、有事の際の処理に対し迅速に対応できるよう対策を講じている。 亘理町地域防災計画では、基本的に組合の施設で処理すること及び、がれき等の町内の仮置場を明記している。 県と連携し、市町村にて対応が困難な場合は県に委託し処理を実施する。 組合では、構成市町と連携し、適正な処理を行うよう計画を策定した。
シ	適正処理困難物の対策	構成市町	適正処理が困難なごみは、排出者が自ら専門の処理業者に依頼するなどして処理するよう指導していく。そのために処理ルートを調査検討し、適正な処理を行う仕組みづくりを確立する。	H21～H27 (H21～H27)	他市町村の職員を交えた県主催のワークショップで、適正処理困難物についての協議を行い理解を深め、また、組合で調査した適正処理店舗一覧を活用し、適正な処理を行う仕組みづくりの確立についての対策を講じた。 適正処理が困難なごみは、排出者が自ら専門の処理業者に処理を依頼するなどして処理するよう案内、指導を行っている。 処理困難物は専門業者に依頼するよう明記した「家庭ごみの分け方・出し方早見表」や「ごみ収集日程カレンダー」の配布を行った。

### 3 目標の達成状況に関する評価

#### 1 排出量

平成28年度の実績は、全体で目標より4.6%増加しており、目標は達成できなかった。

事業系において、総排出量は目標と比較して10.2%増加しているが、1事業所当たりの排出量は目標と同等であった。

生活系において、総排出量が目標と比較して2.5%増加しており、目標は達成できなかった。

なお、1人当たりの排出量は目標と比較して6.5%増加しており、目標は達成できなかった。

#### 2 再生利用量

平成28年度の実績は、計画当初よりも資源化の割合が低下しており、目標は達成できなかった。

#### 3 熱回収量

新たに整備した熱回収施設にてごみの焼却熱を利用し、蒸気タービンを用いて発電を行っている。

発電量の目標を達成し、施設内利用だけではなく、FIT制度を利用して余剰電力の売電を行うことで、組合にとって初めて発電による余熱の有効利用を実現した。

#### 4 最終処分量

平成28年度の実績は目標を達成している。

新たな焼却施設にて、ごみ処理の効率が向上し、薬品の使用量が抑えられたことや、焼却灰の中に混入している磁性物の除去を行う装置を設置したことなどが要因と思われる。

#### (都道府県知事の所見)

排出量については、事業系ごみの1事業所当たりの排出量は目標を達成しているものの、事業者数の増加により総排出量も増加しており、排出量合計では目標を達成していない。

また、近年増加しているスーパーマーケット等の独自の資源回収により、再生利用量が減少したことはやむを得ないと考えられるが、次期計画では適宜計画を見直すことも検討しつつ、引き続き住民や事業者に対する排出抑制・分別徹底等の更なる普及啓発により、排出量削減に取り組まれない。